

# 第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」関連重要法令

## (I)

山本達夫

東亜大学 総合人間・文化学部 比較文化学研究室

E-mail: yamamoto@po.cc.toua-u.ac.jp

### 要旨

「経済の脱ユダヤ化」とは、第三帝国における経済活動からのユダヤ人の排除をいう。経済活動からのユダヤ人の排除は1933年のナチ党による政権掌握以来、比較的無秩序に行なわれていたが、国家指導部がこれに積極的に関与しはじめた1937年後半以降、一定の政策として遂行されるようになった。

政策としての「経済の脱ユダヤ化」は、ユダヤ経営の閉鎖・清算、またはドイツ人への所有権の譲渡（「アーリア化」）という形で行なわれた。経済・社会の広範囲に渡って影響が及ぶこの政策の遂行には、第三帝国の多くの組織・機関が関わり、ユダヤ経営とユダヤ人の運命を決定していったのである。

これらの組織・機関が、個々の事例の処理にあたって判断の拠り所にしたのが、国家指導部が出した諸法令であった。だが、これらの法令の全てが公にされたわけではない。『ライヒ官報』や『ライヒ内務省報』で公布されたものもあるが、しかし一般的な法令の「施行細則」としてこの政策の実際の処理過程を規定していたのは、「回覧通達」をはじめとする非公開の指令や内部文書であった。したがって「経済の脱ユダヤ化」政策の具体的な遂行過程を把握するためには、これらの文書の分析が不可欠である。

ここに史料として訳出するのは、そうした文書を含む「経済の脱ユダヤ化」関連法令のうち、とくに重要なものである。その多くは文書館史料であり、わが国では初めて紹介されるものである。

### はじめに

「経済の脱ユダヤ化」とは、ナチ時代のドイツで行なわれた経済活動・経済生活からのユダヤ人の排除をいう。この排除は当初、比較的無秩序に行なわれていたが、後に一定の政策として遂行された。ここで取り上げるのは、政策としての「経済の脱ユダヤ化」の輪郭を形成した諸法令である。

政策としての「経済の脱ユダヤ化」は、ユダヤ経営の閉鎖・清算、またはドイツ人への経営所有権の譲渡（「アーリア化」）という形で行な

われた。つまり「脱ユダヤ化」が「アーリア化」という形で行なわれた場合には、「排除」は当然、その後における取得財産の「評価」「分配」「活用」などとも密接に結びつくことになる。<sup>(1)</sup>

ユダヤ人・ユダヤ経営（とくに営業経営 Gewerbebetrieb）に対する迫害・攻撃は、ナチ党の政権掌握直後から一般的に繰り返され、それが結果的にユダヤ経営の譲渡や閉鎖につながることも少なくなかった。しかし、第三帝国指導部がそれまで無統制な排除を生み出していた「個別行動」を排し、「経済の脱ユダヤ化」を経済社会政策の一環として組織的に推進する

ことを目的として、積極的にこの問題に関与しはじめたのは1937年後半以降、とりわけ1938年初頭からである。そしてほぼ同年のうちに、それまで存在していたユダヤ経営の大半が閉鎖・清算、もしくはドイツ人に譲渡され、ドイツ経済社会から（少なくとも目に見える形では）姿を消した。

祖国ドイツに留まる最後の拠り所であった経済・生活基盤を失ったユダヤ人にとって、「ユダヤ人のいない」社会・経済が急速に立ち現われた1938年は、「ユダヤ人の運命における歴史的な転換点」<sup>(2)</sup>となった。他方、第三帝国指導部は、大量の貧困化したユダヤ人の残留により、それまで進めていた国外移住（追放）政策が閉塞状況に追い込まれることになった。「経済の脱ユダヤ化」の完了とともに、ドイツ全体が巨大なゲットーになったのである。数年後の東方占領地におけるゲットー政策および強制移送政策の展開までを視野に入れて考えると、「経済の脱ユダヤ化」後の状況は、第三帝国のユダヤ人政策の全体の流れの中でも、ひとつの「転換点」を形成していたといえるのである。<sup>(3)</sup>

「経済の脱ユダヤ化」は、「近代ドイツ史上、旧東ドイツ地域で1945年以降に行なわれた所有権剥奪がかりうじてその規模で上回る極めて大規模な所有権の移動のひとつであった」<sup>(4)</sup>といわれる。1918年の革命（とその成果）の克服を最重要の政治目標に掲げる第三帝国指導部にとっても、大規模な所有権の移動をもたらす「経済の脱ユダヤ化」は、慎重な対処を要求される政策であった。この政策の遂行は、資本主義秩序を揺るがす大きな社会経済問題に発展する危険性をはらんでおり、反ユダヤのイデオロギーだけでは、到底対応できない問題だったからである。当時編纂された法令注釈書の編者も記しているように、「国民社会主義国家は、ドイツ経済におけるユダヤ人の活動を規定することで、全くの新天地に足を踏み入れた」<sup>(5)</sup>のだった。第三帝国のユダヤ人政策というと、直ちに、またもっばらホロコーストが想起されることが多い。しかし、法的・経済政策的に複雑極まりない「経済の脱ユダヤ化」という一大事

業の遂行に費やされる時間や労力、才能や知識、それに一般市民の協力者の数は、人間の単純な移送や虐殺であるホロコーストの場合よりも、はるかに大きかったのである。<sup>(6)</sup>

実際、「経済の脱ユダヤ化」は経済・社会の広範囲に影響のおよぶ政策であり、第三帝国の多くの組織・機関がこれに関与していた。政令で定められていた上級行政官庁をはじめ、郡長、市の行政部、警察、市・郡行政裁判所、各地の税務署、商工会議所、手工業会議所、大管区経済顧問、ドイツ労働戦線、全国食糧身分、営業経済組織、経営経済組織、公証人、裁判所などが、多かれ少なかれこの問題・政策に関与し、ユダヤ経営とユダヤ人の運命を決定したのである。そして、これらの組織・機関が個々の事例の処理にあたって判断・決定の拠り所としたのが、国家行政部が作成した法令・通達であった。

ここに訳出する史料は、第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」に関連する中央官庁レベルの法令のうち、政策の主要方向を決定した重要なものである。いまそれらを公布・発令順に列挙すると、次のようになる。（☆印は今回訳出したもの）。なお、史料の出典は以下の通りである。

Krüger, Alf (1940), *Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft. Kommentar zur Judengesetzgebung*, Wilhelm Limpert Verlag, Berlin :

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(16)、(17)、(19)、(24)、(25)、(26)、(27)

Bundesarchiv, R-18 (Reichsministerium des Innern) 519 :

(20)

Bundesarchiv, 62 DAF (Deutsche Arbeitsfront) 3, 8783 :

(18)

Staatsarchiv Münster, GWB (Gauwirtschaftsberater) 624 :

(6)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)、(18)、(21)、(22)、(23)、

ミュンスター州立文書館所蔵のこの史料は、ナチ党ヴェストファーレン南大管区 Gau Westfalen-Süd der NSDAP の大管区経済顧問 Gauwirtschaftsberater 関連の文書である。この史料を駆使した先行研究で重要なものは、Kratzsch, Gerhard (1989), *Der Gauwirtschaftsapparat der NSDAP. Menschenführung—“Arisierung”—Wehrwirtschaft im Gau Westfalen-Süd, Aschendorffsche Verlagsbuchhandlung GmbH & Co., Münster.*

- (1) ☆ユダヤ経営の偽装幫助に対する政令 (1938年4月22日: ライヒ官報 I、404頁)
- (2) ☆ユダヤ人財産の申告に関する政令 (1938年4月26日: ライヒ官報 I、414頁)
- (3) ☆ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令 (1938年4月26日: ライヒ官報 I、415頁)
- (4) ☆国家公民法第三政令 (1938年6月14日: ライヒ官報 I、627頁)
- (5) ユダヤ人財産の申告に関する政令の遂行のための政令 (1938年6月18日: ライヒ官報 I、640頁)
- (6) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「38年4月26日付指令の遂行」: III Jd. 2818/38 (1938年7月5日)
- (7) ☆ライヒ内務省回覧通達「国家公民法第三政令の遂行」: Ie 286/38-5012c (1938年7月14日)
- (8) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ経営の譲渡」: III Jd. 4114/38 (1938年8月5日)
- (9) ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)「外国籍のユダヤ人が所有する経営の登録について」: III Jd. 4900/38 (1938年8月27日)
- (10) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ人財産とユダヤ経営。1938年4月26日付政令と同日付指令」: III Jd. 5872/38 (1938年9月21日)
- (11) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「皮革経済のユダヤ経営の取得認可について」 I Techn. 24268/38 (1938年10月8日)
- (12) ライヒ経済大臣回覧通達「1938年4月26日付指令の遂行。輸出企業の脱ユダヤ化」: III Jd. 2/6610/38 (1938年10月27日)
- (13) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令 (1938年11月12日: ライヒ官報 I、1580頁)
- (14) ライヒ経済大臣通達 (速達)「排除令に関して」: III Jd. 8782/38 (1938年11月18日)
- (15) ライヒ経済大臣通達 (速達)「排除令に関して」: III Jd. 8782/38 II (1938年11月21日)
- (16) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための政令 (1938年11月23日: ライヒ官報 I、1642頁)
- (17) ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第二指令 (1938年11月24日: ライヒ官報 I、1668頁)
- (18) ライヒ経済大臣回覧通達「排除令遂行基本原則」(署名: シュメーア、発令日不詳、11月下旬頃)
- (19) ユダヤ人財産の活用に関する政令 (1938年12月3日: ライヒ官報 I、1709頁)
- (20) 四カ年計画総監命令 (1938年12月10日)
- (21) ☆ライヒ経済大臣速達通達「繊維経済の脱ユダヤ化」: III Jd. 9965/38 (1938年12月12日)
- (22) 四カ年計画総監命令 (1938年12月14日)
- (23) ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)「百貨店の脱ユダヤ化」: III Jd. 1/9562/38 (1938年12月14日)
- (24) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための第二政令 (1938年12月14日: ライヒ官報 I、1902頁)
- (25) ユダヤ人財産の活用に関する政令の遂行のための政令 (1939年1月16日: ライヒ官報 I、37頁)
- (26) 「ユダヤ人財産の活用。ライヒ経済大臣第1遂行指令」: III Jd. 1/2082/39 (1939年2月6日: ライヒ内務省報、1939年第7号)
- (27) ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第三指令 (1939年2月21日: ライヒ官報 I、282頁)

以上の法令・通達のうち、『ライヒ官報』や

『ライヒ内務省報』において公布されたもの以外のものは、当時すべて一般には非公開であり、「回覧通達」類は「経済の脱ユダヤ化」の実務処理にあたる第三帝国のさまざまな組織・機関に直接宛てて発令され、そこで拘束力のある「施行細則」として機能していた。一般的な「経済の脱ユダヤ化」関連法令についての「手引き書」「注釈書」として、実務処理を実質的に拘束していたのは、こうした非公開の通達や内部文書である。したがって、この政策の具体的な遂行過程を正確に理解するためには、これらの文書を史料として分析する作業が不可欠となる。公布された政令などの意味も、「施行細則」と付き合わせて読むことで、一層明確になる。

わが国における「経済の脱ユダヤ化」に関する研究状況は、いまだにこの問題を正面から論じた研究自体が少ないのが現状である。ここに訳出する史料の多くも、初めて紹介されるものである。ごく限られたものであるとはいえ、この「史料集」が、ドイツ現代史における一つの重要な局面に目を向ける契機となれば幸いである。

むしろ、「経済の脱ユダヤ化」の全体像を理解し、その具体的な展開を分析するにあたっては、この政策の実務処理にあたった組織・機関に宛てた中央官庁レベルの政令や回覧通達だけでなく、第三帝国の経済政策上重要な機能を担った組織、たとえば原料配分監視局宛の「ユダヤ企業」関連のライヒ経済省の通達などにも注意を払う必要がある。また、繊維産業や皮革産業といった個々の産業部門を対象にして出された回覧通達（非公開）にも目を配らなければならない。さらに、これらの法令・通達類が作成、発令されるにいたった社会経済的背景・原因の分析も必要となってくるであろう。本格的な分析作業は別の機会に期したい。

さて、先に時系列で示した関連法令は、内容的には次の4つに分けられる。

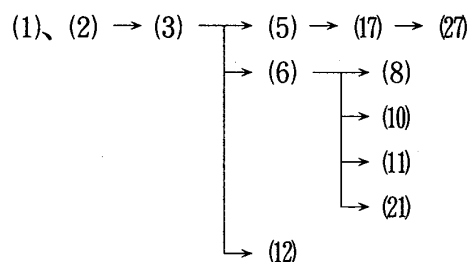
- ①1938年4月26日付ユダヤ財産の申告に関する政令およびその関連法令、  
②1938年6月14日付国家公民法第三政令およ

びその関連法令、

- ③1938年11月12日付ユダヤ人の経済活動からの排除に関する政令およびその関連法令、  
④1938年12月ユダヤ人財産の活用に関する政令およびその関連法令である。

これら4つの法令・通達類の内容的連関関係を示せば、次のようになる。(→印は派生関係を示す) なお(20)、(22)は①、②、③、④のすべてに関わる。

- ①「財産申告令」関連：



- ②「第三政令」関連：(4) → (7) → (9)

- ③「排除令」関連：(13) ———→ (16) → (24)  
                           |  
                           |——→ (14) → (15)  
                           |  
                           |——→ (18)  
                           |  
                           |——→ (23)

- ④「財産活用令」関連：(19) ———→ (25)  
                                           |  
                                           |——→ (26)

本号では、①「財産申告令」関連と②「第三政令」関連の法令の一部みを訳出した。今回訳出しなかった法令、すなわち(5)、(9)、(12)、(17)、(27)の要旨は以下の通りである。なお、1938年11月のポグロム後の③「排除令」関連と④「財産活用令」関連の法令の訳出・検討は、次号でこれを行なう。

- (5) ユダヤ人財産の申告に関する政令の遂行のための政令(1938年6月18日：ライヒ官報I、640頁)

ドイツ国籍を所有するユダヤ人の申告期限は1938年7月31日とし、ヨーロッパ外に居住地を持つ者については1938年10月

31日までとする。

- (9) ライヒ経済大臣回通達（速達）「外国籍のユダヤ人が所有する経営の登録について」：ⅢJd. 4900/38（1938年8月27日）  
 詳細な指示を出すまで、国内の経営に対する外国籍ユダヤ人の関与、またはドイツ国内にある外国企業の支店をユダヤ経営と見なすかどうかについての調査は、中止する。
- (12) ライヒ経済大臣回覧通達「1938年4月26日付指令の遂行。輸出企業の脱ユダヤ化」：ⅢJd. 2/6610/38（1938年10月27日）  
 ドイツの外国貿易の特別の意義を鑑みた特別規定。1937年に輸出額が10万マルクを超過した企業の脱ユダヤ化に際しては、認可を与える前に経済大臣の承認を得なければならない。
- (17) ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第二指令（1938年11月24日：ライヒ官報Ⅰ、1668頁）  
 申告義務のある財産のドイツ経済の利益に適った活用を保証するために必要となる措置は、ライヒ経済大臣によって、ライヒ内務大臣およびその他の関係ライヒ大臣の了解を得て、講じられる。
- (27) ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第三指令（1939年2月21日：ライヒ官報Ⅰ、282頁）  
 全てのユダヤ人（外国籍の者を除く）は、金、プラチナ、銀製品、ならびに宝石類および真珠を、2週間以内に、国営の購入所に供出すること。

## 註記

- (1) 「脱ユダヤ化」と「アーリア化」という言葉について。パヨールによれば、ライヒ経済省は1939年

3月、「アーリア化」という呼称を完全に廃止し、もっぱら「脱ユダヤ化」という呼称を使用するよう要請したという。Bajohr, Frank (2000), "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.) (2000), "Arisierung" im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis, Campus Verlag, Frankfurt/M., p.15.

- (2) Barkai, Avraham (1986), "Schicksalsjahr 1938," Kontinuität und Verschärfung der wirtschaftlichen Ausprägung der deutschen Juden. in: Büttner, Ursula (ed.) (1986), *Das Unrechtsregime. Internationale Forschung über den Nationalsozialismus Bd. 2, Verfolgung-Exil-Belasteter Neubeginn*, Hans Christians Verlag, Hamburg, p. 45.
- (3) 東方占領地におけるゲッター政策の展開とホロコーストの起源の関連については、以下を参照。栗原優（1987）『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—』ミネルヴァ書房
- (4) Bajohr, Frank (1997), "Arisierung" in Hamburg. *Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945*, Hans Christians Verlag, Hamburg, pp. 9-10.
- (5) Markmann, Werner/Enterlein, Paul (1938), *Die Entjudung der deutschen Wirtschaft. Arisierungsverordnungen vom 26. April und 12. November 1938*, Gersbach & Sohn Verlag, Berlin, p. 5.
- (6) Wojak, Irmtrud, Hayes, Peter, Einleitung. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *op. cit.*, p. 8.

## 参考文献

- Markmann, Werner/Enterlein, Paul (1938), *Die Entjudung der deutschen Wirtschaft. Arisierungsverordnungen vom 26. April und 12. November 1938*, Gersbach & Sohn Verlag, Berlin.
- Wagner, Hans (1941), *Die Überführung jüdischer Betriebe in deutschen Besitz. Unter Berücksichtigung der Verhältnisse in Baden* (Diss. Uni. Heidelberg).
- Blau, Bruno (1965), *Das Ausnahmerecht für die Juden in Deutschland 1933-1945*, 3. ed. Verlag Allgemeine Wochenzeitung der Juden in Deutschland, Düsseldorf.
- Walk, Joseph (ed.) (1981), *Die Sonderrecht für*

*die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien— Inhalt und Bedeutung, C. F. Müller Juristischer Verlag, Heidelberg, Karlsruhe.*

## 史料

**(1) ユダヤ経営の偽装補助に対する政令**  
(1938年4月22日：ライヒ官報Ⅰ、404頁)  
**Verordnung gegen die Unterstützung der Tarnung jüdischer Gewerbebetriebe vom 22. 4. 1938**

1936年10月18日付四カ年計画の遂行のための政令(ライヒ官報Ⅰ、887頁)に基づき、本官は次のことを命令する：

### 第1条

利己的な動機により、経営のユダヤ的性格を故意に隠蔽し、住民または官庁を欺くことに荷担するドイツ国籍所有者は、重懲役、さほど重くない場合でも1年以上の懲役、および罰金をもって処罰される。

### 第2条

ユダヤ人のために法律行為を行ない、その際相手方を欺き、当方がユダヤ人のために行為している事実を秘匿する者も、同様に処罰される。

### 第3条

本政令は、布告の日から発効する。

ベルリン、1938年4月22日  
四カ年計画総監 ゲーリング 元帥

**(2) ユダヤ人財産の申告に関する政令**  
(1938年4月26日：ライヒ官報Ⅰ、414頁)  
**Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 26. April 1938**

1936年10月18日付四カ年計画の遂行のための政令(ライヒ官報Ⅰ、887頁)に基づき、以下のことが命令される。

### 第1条

(1)全てのユダヤ人(1935年11月14日付国家公民法第一政令第5条[\*]、ライヒ官報Ⅰ、1333頁)は、その国内外の全財産を、本政令発効当日の状況において、以下に定めるところに従って申告し、評

価しなければならない。外国籍のユダヤ人は国内財産のみを申告し、評価すること。

[\* 第5条(1)ユダヤ人とは、人種的に完全ユダヤ人の祖父母の少なくとも三人に由来する者をいう。第2条第2項第2文(祖父母は、ユダヤ教団に所属していた事実をもって、直ちに完全ユダヤ人と見なされる)が適用される。(2)ユダヤ人と見なされるのは、また、二人の完全ユダヤ人に由来する国籍所有者のユダヤ混血者で、a)法律の公布時点でユダヤ教団に所属していたか、またはその後ユダヤ教団に受け入れられる者。b)法律の公布時点でユダヤ人と結婚していたか、またはその後ユダヤ人と結婚する者。c)第1項の意味におけるユダヤ人と、1935年9月15日付ドイツの血とドイツの名誉を守るための法(ライヒ官報Ⅰ、1146頁)の発効後に結ばれた婚姻に由来する者。d)第1項の意味におけるユダヤ人との婚姻外の交渉に由来し、1936年7月31日以降に婚姻外で生まれる者。]

- (2)この申告・評価義務は、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用される。  
(3)申告義務を有する各人について、財産を分けて申告すること。

### 第2条

- (1)本政令の意味における財産とは、申告義務を有する者の全財産であって、それが何らかの税について非課税となっているか否かを問わない。  
(2)ここでいう財産には、申告義務者の専ら個人的使用のための動産、および奢侈品でない限りの家財は含まれない。

### 第3条

- (1)全ての財産構成部分は、申告においては、本政令発効当日の平常価格で査定すること。  
(2)申告義務は、申告義務のある財産の総価格が、債務を考慮せずに5000ライヒスマルクを超過しない場合には、消失する。

### 第4条

申告は、公式の様式を用いて、1938年6月30日までに申告者の居住地を所轄する上級行政官庁においてこれを行なわなければならない。個々の場合において、特別な事由により財産の完全な申告および評価が同期日までにできないときは、上級行政官庁は申告期限を延長することができる。ただしこの場合は、1938年6月30日までに阻害要因を申告の上、財産を概算で申告し、評価すること。

第5条

- (1)申告義務者は、本政令の発効後生じた財産のあらゆる変動（増加あるいは減少）を、その財産変動が通常の生活または通常の取引の枠を超過する限りにおいて、遅滞なく上級行政官庁に申告しなければならない。
- (2)届出義務は、本政令の発効時に申告および評価義務はないが、その後5000ライヒスマルク以上の価値の財産を取得するユダヤ人にも適用される。第1条第1項第2文、第2項、第3項も相応に適用される。

第6条

- (1)本政令のいう上級行政官庁は以下の通り。  
 プロイセン……知事(ベルリンでは警察長官)、  
 バイエルン……知事、  
 ザクセン……管区長、  
 ヴュルテンベルク…内務大臣、  
 バーデン……内務大臣、  
 テューリンゲン……国家地方長官、内務省、  
 ヘッセン……国家地方長官(州政府)、  
 ハンブルク……国家地方長官、  
 メクレンブルク……州政府、内務局  
 オルデンプルク……内務大臣、  
 ブラウンシュヴァイク…内務省、  
 ブレーメン……内務行政大臣、  
 アンハルト……州政府、内務局、  
 リッペ……国家地方長官(州政府)、  
 シャウムブルク=リッペ…州政府、  
 ザールラント……ザールラント・ライヒ全権委員。
- (2)オーストリアにおいては、国家地方長官(州政府)が上級行政官庁を代行する。国家地方長官は本政令による権限を他の部署に委嘱できる。

第7条

四カ年計画総監は、申告義務のある財産のドイツ経済の利益に適った活用を保証するために必要となる措置を講じることができる。

第8条

- (1)故意または過失によって、前述の規定により存在する申告・評価または届出義務を果たさない、または正しく果たさない、あるいは期限内に果たさない、もしくは第7条に基づいて発令された指令に違背する者は、軽懲役および罰金、またはこの両者のうちの一つをもって処罰される。故意による違背がとくに重い場合は、10年までの重懲役を言渡すことができる。犯罪者は、犯行を外国で犯した場合も罪となる。
- (2)未遂は罪となる。

- (3)第1項および第2項による刑罰のほか、財産が可罰行為の対象であった限りにおいて、その没収を言渡すことができる。重懲役と並行して没収を言渡すことができる。特定の者を訴追または有罪にできない場合は、他の点で没収の前提が存在するのであれば、没収を単独に言渡すこともできる。

ベルリン、1938年4月26日  
 四カ年計画総監 ゲーリング 元帥  
 内務大臣 フリック

(3) ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令

(1938年4月26日：ライヒ官報I、415頁)

Anordnung auf Grund der Verordnung  
 über die Anmeldung des Vermögens  
 von Juden vom 26. April 1938

1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令第7条に基づき、本官は次のことを指令する。

第1款

第1条

- (1)商工業、農業または林業経営の譲渡もしくは賃貸、ならびにそれらの経営についての用益権の設定には、その法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与する場合、発効には認可を要する。同様のことは、かかる法律行為の履行義務にも妥当する。
- (2)債務負担行為が認可されると、認可はその債務負担行為に対応する履行行為に対しても与えられたものと見なされる。

第2条

民法の方式および形成可能性の濫用によって、認可義務は回避され得ない。

第3条

法律行為が単独相続法または世襲財産法による認可、もしくは1937年1月26日付土地取引布告による認可を必要とする場合は、第1条による認可は必要ない。

第4条

第1条で示された法律行為のうちの一つの証書作成に際し、公証人またはその他の証書作成部署は、本指令に対して注意を喚起し、法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与しているか否かを問われたい。公正証書で明らかにされるべきは、法律行為が行なわれたこと、および問いに対する回答がどのような

趣旨のものであったかである。

#### 第5条

土地登記所が判断して、本指令を適用する前提条件ありと仮定するもっともな根拠のある場合、土地登記所は、本指令による認可が必要ないという証明を要求し得る。

#### 第6条

- (1)土地登記簿に認可なしに権利変更が登記されている場合、認可官庁が第1条または第2条による認可が必要と見なしたときは、土地登記所は認可官庁の要請により異議を登記し得る。土地登記所独自の、異議の登記に関する規定（土地登記法第53条第1項）には抵触しない。
- (2)第1項により登記された異議は、認可官庁が取り消しを要請するか、または認可が与えられた場合、抹消される。
- (3)以上は字義通りにオーストリアにも適用される。

#### 第Ⅱ款

##### 第7条

ユダヤ経営またはユダヤ経営の支店の新規開店は、認可を要する。

##### 第8条

認可は、経営またはその支店を開設しようとする者によって申請されなければならない。

#### 第Ⅲ款

##### 第9条

- (1)認可申請の諾否は、上級行政官庁が決定する。
- (2)所轄となる上級行政官庁は、その管轄地域に、
  1. 第1条の場合、経営が所在するもの、
  2. 第7条の場合、経営またはその支店が開店予定であるもの、である。
- (3)不明な点がある場合、所轄となる上級行政官庁はライヒ経済大臣により決定される。

##### 第10条

認可が拒否された場合、申請者は、決定の公示から2週間以内にライヒ経済大臣に異議を申し立てることができる。ライヒ経済大臣の決定は取り消され得ない。

##### 第11条

故意または過失により、必要な認可なしに

1. 商工業、農林業経営を引き継ぐ、保有する、他

者に引き渡す、または委ねる、あるいは

2. ユダヤ経営またはその支店を開店する者は、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令(ライヒ官報I、414頁)第8条により処罰される。

#### 第12条

本命令は、布告の翌日より発効する。

ベルリン、1938年4月26日

四カ年計画総監 ゲーリング 元帥

#### (4) 国家公民法第三政令

(1938年6月14日：ライヒ官報I、627頁)

Dritte Verordnung zum Reichsbürgergesetz  
vom 14. Juni 1938

1935年9月15日付ドイツ公民法（ライヒ官報I、1146頁）第3条に基づき、以下のことが命令される。

#### 第I款

##### 第1条

- (1)経営は、その所有者がユダヤ人（1935年11月14日付ドイツ公民法第一政令第5条—ライヒ官報I、1333頁）である場合、ユダヤ経営と見なされる。
- (2)合名会社または合資会社の経営は、一人またはそれ以上の無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ経営と見なされる。
- (3)法人経営は、次の場合ユダヤ経営と見なされる。
  - a) 法的代表者の一人またはそれ以上、もしくは監査役会構成員の一人またはそれ以上がユダヤ人である場合。
  - b) ユダヤ人が資本または投票権で決定的に関与している場合。資本での決定的な関与となるのは、資本の4分の1以上がユダヤ人に属する場合である。投票権での決定的な関与となるのは、ユダヤ人の票が全票の半数に達する場合である。
- (4)第3条の規定は、権利能力を持たない鉱業会社に準用される。

##### 第2条

株式会社または株式合資会社において、1938年1月1日現在、取締役会または監査役会構成員のうち誰



もユダヤ人でない場合は、ユダヤ人が資本または投票権で決定的に関与していない（第1条第3項b）と推定される。同日現在、取締役または監査役構成員のうち一人またはそれ以上がユダヤ人である場合は、上と逆の推定が成り立つものとする。

### 第3条

経営は、それが事実上ユダヤ人の支配的影響力のもとにある場合も、ユダヤ経営と見なされる。

### 第4条

- (1)ユダヤ経営の支店は、ユダヤ経営と見なされる。
- (2)非ユダヤ経営の支店は、その支店長または複数の支店長のうちの一人がユダヤ人である場合、ユダヤ経営と見なされる。

### 第5条

ライヒ経済大臣は、1940年4月1日までの有効期限をもって、第1条第3項aの規定について例外を承認する。

### 第6条

第1条、3条および4条の規定は、社団、財団、施設、および経営でないその他の企業についても同様に適用される。

## 第Ⅱ款

### 第7条

- (1)ユダヤ経営はリストに登録される。ライヒ内務大臣は、リストの作成にあたる官庁を定める。
- (2)外国籍のユダヤ人が関与している経営の登録は、ライヒ経済大臣の認可を要する。

### 第8条

- (1)リストへの登録処分は官庁（第7条）によって命令される。
- (2)登録処分命令は経営の所有者に送達される。経営の所有者は、送達後2週間の期限内に異議を申し立てることができる。

### 第9条

- (1)処分官庁（第8条）は異議の訴えを処理できる。処理しようとしないうちは、処分官庁はこれを上級行政官庁に提示し、その決定を求めなければならない。
- (2)上級行政官庁は、その他の疑がわしい場合にも決定を下す。
- (3)上級行政官庁の決定に対して、経営の所有者は決

定送達後2週間の期限内に、さらなる異議をライヒ経済大臣に申し立てることができる。

### 第10条

- (1)異議（第8条第2項、第9条第3項）は、その決定が争われている官庁に文書で申し立て、理由を述べること。
- (2)自らの過失によらない異議申立期間の懈怠にあつては、異議の申し立ては事後に行なうことができる。

### 第11条

経営のリストへの登録は、経営の登録処分が取消し不能となった後に執行される。

### 第12条

登録に至らしめた諸前提が消滅した場合は、リストにある経営は〔登録を〕抹消される。経営の所有者が諸前提の消滅を主張し、抹消申請が拒否された場合は、異議の申し立てに関する規定（第8条2項、第9条、第10条）が適用される。

### 第13条

オーストリア州においては、上述の手続き規定に代わり、一般行政手続き法（オーストリア連邦官報第274号、1925年）の規定が適用される。第8条2項、第9条および第12条による異議の申し立ては控訴と見なされる。

### 第14条

上級行政官庁またはライヒ経済大臣の決定は、所轄のナチ党大区指導者によっても申請され得る。

### 第15条

リストの縦覧は何人にも許可される。

### 第16条

ユダヤまたは非ユダヤ経営の目録または一覧表は、専ら公式のリストにより作成されなければならない。

## 第Ⅲ款

### 第17条

ライヒ経済大臣は、ライヒ内務大臣および総統代理の了解のもと、ユダヤ経営のリストに登録された経営が、いずれ定められるべき一定の時点より、特別の標識を付けるよう命令する権限を有する。

ベルリン、1938年6月14日

ライヒ内務大臣 フリック  
 相当代理 R・ヘス  
 ライヒ経済大臣 ヴェルター・フンク  
 ライヒ法務大臣 ギュルトナー博士

(6) ライヒ経済大臣回覧通達 :

III Jd 2818/38 (1938年7月5日)

Der Reichswirtschaftsminister, Runderlaß.

III Jd 2818/38, Berlin, den 5. Juli 1938

ライヒ経済大臣 ベルリンW 8、1938年7月5日  
 ベーレン通り43番地  
 III Jd 2818/38

- a) プロイセン州上級知事・知事ならびにベルリン警察長官
- b) プロイセン州を除く州政府ならびにザール地区担当ライヒ全権委員
- c) オーストリア担当ライヒ全権委員(州政府)宛

要件：ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づいて  
 布告された四カ年計画総監の1938年4月26日付指令  
 (ライヒ官報I、415頁)の遂行

1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令、および同政令第7条に基づいて布告された同日付指令が意図しているのは、国家指導部に——とくにオーストリア併合により緊急に必要なとなった——ユダヤ人資本の総額、並びにそれが全ドイツ経済に及ぼし得る影響に関する正確な概要を伝え、さらに、経済の中のこのユダヤ資本の活用を、必要とあればドイツ民族の利益に反しない方向にもっていく可能性をつくり出すことである。さらには、ユダヤ人が契約締結者として関与する商工業、農・林業経営に関する全ての譲渡法律行為に対する認可強制の導入により、とりわけ、個々の経営のいわゆるアーリア化の遂行に際して、闇取引が防止されるようにもすべきである。これは一般経済政策の観点から望ましくない。

1938年4月26日付ユダヤ人の財産申告に関する政令第7条に基づいて布告された、同日付四カ年計画総監指令(ライヒ官報I、415頁)を遂行するため、以下のことが決定される：

- 1.) 同指令第1条第1項の意味における「譲渡」には、すでに第1条第1項第2文および第2項から明らかなように、債務負担行為[\*]も履行行為も含まれる。従って、政令の発効前にすでに債務負担行為契約が適法に締結されているが、履行行為

が未了である場合は、後者はそれ自体として、同指令第1条に定められた認可をなお必要とする。

[\*] 所有権譲渡行為などの、直接に絶対権(物権など)の得喪変更を生ずる法律行為とは異なり、債務を負担する行為。ドイツ法は、債務負担行為と、絶対権の得喪変更を生ずる法律行為とを区別する。売買・交換などは債務負担行為であり、これによって物権変動は生じない。山田晟(1993)『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林]

- 2.) 合名会社および合資会社の出資分の譲渡、ならびに有限会社もしくは共同組合の営業持ち分の譲渡は、第1条第1項の意味における経営の譲渡と同義である。株式または鉱山株券の譲渡、もしくは質権設定は、経営の譲渡と同義であり、ゆえに決定的な出資分の譲渡もしくは質権設定の場合は認可義務がある。決定的な出資分と認められるのは、譲渡または質権設定された額が、会社資本または市場流通鉱山株券の少なくとも10%に達する場合である。
- 3.) 第1条のいう譲渡の認可は、これがドイツ国民経済の一般的利益に反する場合は拒否されなければならない。

このことは、認可義務のある法律行為が旧ユダヤ経営の非ユダヤ人取得者への移行を目的とした場合、例えば以下のようなときに妥当する。すなわち、譲渡される経営のそれまでの営業領域内および営業地区内にすでに存在する同種の経営の数から判断して、その商店〔ママ〕の営業続行に対する一般的な国民経済的利益がなく、またすでに存在する過度の供給過剰のため、経営の閉鎖が一般に望ましく思われる場合である。同様のことは次の場合にも妥当する。すなわち、異なる業種による経営の引き継ぎが本質的に資本投資を目的として行なわれる場合、または、一般的経済的利益の根拠が認められないまま、従来独立した経営がコンツェルン形成の過程で吸収される場合である。

個々の場合において、ユダヤ経営であるか否かという問いは、1938年6月14日付国家公民法第三政令(ライヒ官報I、627頁)の第1条から第5条に従って判断される。本規定で述べられた法的諸前提を、ある一定の経営が満たしているかどうか疑がわしい場合は、認可官庁が——国家公民法第三行政指令〔ママ、政令が正しい〕に基づく手続きの事後的規定を条件として——ナチ党大管区指導者ならびに所轄の商工会議所の所見を聞いた上で、この問題をさしあたり独自の権限で決定するものとする。

旧ユダヤ経営のドイツ人所有への移行を目的とし

て締結される譲渡法律行為の認可は、当該経営が移行後も引き続き、第三政令の意味におけるユダヤ経営と見なし得るかどうかという疑いが明白に否定され得ない場合は、これを拒否しなければならない。

4.) 認可官庁は、旧ユダヤ経営の非ユダヤ人企業家への移行を目的として申請される第1条に基づく譲渡認可を与える前に、以下の部署の所見を聞くこと：

- a) 譲渡される会社の所在地を管轄するナチ党大区指導者、
- b) 譲渡される会社の所在地を管轄する商工会議所もしくは手工業会議所。当該経営が農産物取引ならびに農産物加工業者の経営である場合は——全国食糧身分商業、全国食糧身分工業、全国食糧身分手工業。1934年2月16日付全国食糧身分の暫定的構築に関する第三政令、ライヒ官報 I、100頁、及び補遺（『ドイツ全国広報』1934年第47号、1934年第148号、1937年第161号）を参照——所轄の州農民指導者の所見も聞かなければならない。

譲渡される会社または取得者の経営に50名以上の従業員がいる場合、もしくは譲渡が当該経済部門にとって特別の意義を有している場合は、商工会議所ならびに手工業会議所は、経営経済組織の所轄の専門集団の鑑定所見を聞くこと。

不確かな場合は、認可官庁は認可を付与する前に本官に報告しなければならない。このことは一般的な意義のある全ての事例にも妥当するが、とくに従業員総数1000名以上の経営のアーリア化、及び本官から特別に認可が指示される経済部門の経営についていえる。さらに本官は、今後定められるべき個々の経済部門については、自ら認可を付与することを保留する。この場合には、本官は第9条による所轄官庁に本官の決定をその都度、通達する。

5.) ユダヤ経営のドイツ人所有への移行に際して、経営の譲渡が小売業保護法および同法遂行命令[\*]に基づく認可を必要とする限りにおいて、第1条による認可は小売業保護法に従って付与される認可に代えられる。ただし小売業保護法に従って決定を求められる官庁は、そうした場合においても、決定に際しては前述の指針を、とくに4.)で挙げられた部署の所見を聞くという点に関しても基礎としなければならず、また同一の官庁でない限り、指令第9条により個々の事例において所轄となる上級行政官庁に、その決定を伝えなければならない。

〔\* 1933年5月12日付小売業保護法、および1934年7月23日付小売業保護法の遂行のための政令。小売店の新規開店、売り場面積の25平方メートル以上の拡張などを基本的に禁止し、個々の事例について、店主の専門知識、人物の信頼性、出店予定地域の人口密度、社会構成、地域の必要性などの条件を勘案の上、例外的に認可が付与されるとされた。〕

同様のことは、ライヒ信用貸し関係法に基づいてすでにライヒ信用貸し制度全権委員の認可が出ている譲渡法律行為、およびオーストリアの1938年4月14日付オーストリア経済保護法（オーストリア州官報、1938年、145頁以下）により認可義務のあるオーストリアに所在地を有する生業企業または出資分担権・出資持ち分の譲渡にも、字義通りに妥当する。

外国為替法による認可が、指令第1条による認可に代えられることはない。

- 6.) ユダヤ人に対する経営の譲渡認可は、基本的に拒否しなければならない。
- 7.) 第1条による賃貸または用益権の設定に対する認可、もしくは第7条によるユダヤ経営または支店の新規開店に対する認可は、一般に拒否しなければならない。ユダヤ経営の移転も新規開店とみなされる。
- 8.) 農業または林業経営の譲渡もしくは賃貸、ならびにそれらの経営についての用益権の設定は、一般に、1938年4月26日付指令第3条により、第1条による上級行政官庁の認可を必要としない。なぜならば他の認可官庁の所轄だからである。しかし農業または園芸業経営の譲渡または賃貸の認可、もしくはそれらの経営についての用益権の設定が、1938年4月26日付指令の第1条および9条による認可官庁の所轄になる場合は、決定の前に、所轄の州農民指導者の所見を聞くこと。

本官は、所轄の行政官庁にしかるべく指示を出されるよう要請する。

本回覧通達は、総統代理、ライヒ内務大臣およびライヒ食糧農業大臣の了解のもとで発令される。

総統代理は党の担当部署にしかるべく指令する。ライヒ食糧農業大臣は州農民指導者に通達する。ライヒ経済院は商工会議所、手工業会議所および全国集団に通知する。

署名：ヴァルター・フンク

ライヒ経済省公印

公証：署名：リントシュテット 官房職員

(7) ライヒ内務省回覧通達「国家公民法第三政令の遂行」: le 286/38-5012c (1938年7月14日)

Durchführung der Dritten Verordnung zum Reichsbürgergesetz.

Runderlaß des Reichsministeriums des Innern vom 14. Juli 1938. le 286/38-5012c

- A. 1938年6月14日付国家公民法第三政令(ライヒ官報I、627頁)の遂行のため、ライヒ経済省の了解のもと、以下のことが決定される:

I. 担当官庁の規定

1. (1) ユダヤ経営のリストは、営業法第14条第1項の規定により経営が届出を義務づけられている官庁において作成される。

(2) オーストリアにおいては、リストは経営担当第一審官庁において作成される。

2. (1) 第三政令のいう上級行政官庁は次の通り  
 プロイセン……………知事(ベルリンでは市長)、  
 バイエرن……………知事、  
 ザクセン……………管区長、  
 ヴュルテンベルク……………経済大臣、  
 バーデン……………大蔵・経済大臣、  
 テューリンゲン……………国家地方長官、内務省、  
 ヘッセン……………国家地方長官(州政府)、  
 ハンブルク……………国家地方長官(州政府)、  
 メクレンブルク……………州政府、  
 オルデンブルク……………内務大臣、  
 ブラウンシュヴァイク……………内務省、  
 ブレーメン……………市長、  
 アンハルト……………州政府、経済局、  
 リッペ……………国家地方長官(州政府)、  
 シャウムブルク=リッペ……………州政府、  
 ザールラント……………ザールラント担当ライヒ全権委員。

(2) オーストリアにおいては、第三政令により上級行政官庁に帰する任務は、経営担当第二審官庁がこれを行なう。

II. リストの様式および内容

1. リストの名称は「○○におけるユダヤ経営のリスト」とする。

2. (1) リストは添付の様式(添付書類1)により作成しなければならない。ユダヤ経営はアルファ

ベット順に記載すること。ただし地域によってその必要がある場合、リストは産業部門別に分類してもよい。

(2) リストはカード形式で作成してもよい。

(3) 第1段目には商号もしくは、商号がない場合は経営者の姓名、および経営の商法上の形態(個人商人、合名会社、有限会社等)を記入する。商号は商業登記簿の登記と一致しなければならない。

(4) 第2段目には経営の業務対象を記入する。記載は経営の業務対象が可能なかぎり正確にわかるようにすること。商取引業といった一般的な書き方はしないこと。

(5) 第3段目には、市町村名、街路名、番地により経営の所在地を記載する。

(6) 第4段目には、リストへ登録されるに至った事由に関するコメントを記入する。とくにここで記入すべきは: 合名会社および合資会社の場合はユダヤ人社員の氏名、法人経営の場合は取締役会および監査役会のユダヤ人役員の氏名。

(7) またこの段には、異議申し立てに対する決裁があった場合、その事実も書くこと。リストへの登録が、第三政令第3条に基づく、事実上支配的なユダヤ人の影響力についての決定が基礎となっている場合も同様である。

(8) 第5段目は特別な所見のためのものである。ここにはとくに経営の規模と範囲に関する情報が記入される。例えば従業員数(概数でよい)、当該地域における支店数、その他経営の一般的な判断にあたって有意義な情報である。

3. (1) リストは4部作成すること。

(2) 第1部は、官庁の部局内でのやり取りに使う。

(3) 第2部は、第三政令第15条による縦覧用に作成する。

(4) 第3部は、所定の事務手続きを経て上級官庁に提出され、そこに集積される。下位の行政官庁は、リストを次の部局に回す前に、規定通りの記載であるかどうかを検査する。

(5) 第4部は、所轄の大管区指導者に送達すること。

(6) 上級行政官庁において保管されるリストは、定期的に変更事項(新規記載および削除)の報告を受けて常に最新の状態にしておかなければな

らない。

4. ユダヤ経営が存在しない場合は、上級行政当局に非存在の通知をしなければならない。上級行政当局はこの通知を所轄の管区指導者に伝達すること。

### Ⅲ. リストの作成

1. リスト作成に責任を負う諸官庁は、まずリストの作成に必要な証拠書類を入手すること。このためこれらの官庁は、所轄の商工会議所および手工業会議所、または、農産物取引を営むか、あるいは全国食糧身分法令のいう農産物加工業者の生業企業の場合は、管区農民指導者、さらには、すでに当該証拠書類を有している党の部局、財務当局その他の部署と連絡をとること。さらに職務上、全てのユダヤ企業の把握という目的に適う、あらゆるその他の措置を講じなければならない。
2. (1) リストを完璧なものにすることには、とくに留意すること。  
(2) 調査には、職務上知られた次のような旧ユダヤ経営も組み入れること。すなわち、以前のユダヤ人所有者が外見上すでに引退しているが、それでもなお経営指導を支配している疑いのある旧ユダヤ経営である（偽装）。1938年4月26日以降に譲渡された経営については、一般に改めて調査する必要はない。なぜなら、これらの譲渡は1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令第1条（ライヒ官報I、415頁）により、詳細な調査がなされた上で認可が与えられているからである。  
(3) 公共薬局は、ユダヤ人が公共薬局の経営者として排除される、1936年3月26日付公共薬局の賃貸および管理法に関する第一政令（ライヒ官報I、317頁）第3条の規定を鑑みて、調査対象から外してもよい。  
(4) 第三政令第1条から第4条の規定を適用するにあたっては、ユダヤ経営の概念が、ユダヤ人（国家公民法に関する第一政令第5条）〔ライヒ官報1935年I、1333頁参照〕の関与を前提とすることに注意すること。ユダヤ混血者（国家公民法第一政令第2条第2項）およびユダヤ人と姻戚関係にある者の関与は、基本的に不問に付される。このことは、ユダヤ混血者にあってはユダヤ人血族が、またユダヤ人と姻戚関係にある者にあってはユダヤ人配偶者もしくは姻族が経営に支配的な影響力を及ぼしている場合、第三政令第3条の規定の適用を妨げるものではない。

ない。

3. 第三政令第3条の規定は専ら補助的に適用すること。第1条、第2条によりユダヤ経営と見なされる経営については、第3条による決定を必要としない。すなわち第1条、第2条により非ユダヤ経営と見なされる経営については、第3条の適用可能性を吟味すること。不確かな場合は、上級行政官庁の決定を仰ぐこと。
4. (1) 証拠書類の調査後、登録するかどうかを決定し、ユダヤ経営を登録処分すること。処分は、添付の様式（添付書類2）を用いて経営所有者に送達すること。登録は、処分が取り消し得なくなった後、はじめてこれを執行し得る。ゆえに、いかなる場合においても異議申立期間の経過を待つこと。  
(2) 登録処分の送達後2週間以内に異議の申し立てがなされないときは、登録を執行してもよい。
5. 期限通りに異議申し立てがなされたときは、これに最終的に決定が下されるまで登録を見合わせなければならない。調査の結果、経営に外国籍のユダヤ人が関与していることが判明した場合も、これと同様に処理すること。この場合は所定の事務手続きに従って上級行政官庁に報告するものとし、上級行政官庁は、第三政令第7条第2項によりライヒ経済省の決定を仰がなければならない。
6. 第三政令第6条で述べられている企業で、経営に非ざるものはリストに登録されない。
7. リストは可及的速やかに作成すること。

### Ⅳ. 異議申し立ての手続き

1. 所定の期限内に異議が申し立てられたが、処分権を有する官庁がこれを処理しようとならない場合、当該書類は所定の事務手続きに従って上級行政官庁に提出すること。
  2. 異議申し立ての決定前に、所轄のナチ党管区指導者、さらに商工会議所もしくは手工業会議所、または管区農民指導者に意見表明の機会を与えられたい。
- B. 本官は、この他の詳細な指示を出すよう要請する。同様に1938年9月1日までに、第三政令の実施状況、とくにどの程度リストが作成されたのかについて、さらには係属中の異議申し立て件数

に在るの報告を要求する。

州政府宛（オーストリアを含む）—プロイセンにつ  
いては：知事および市長、ベルリン市長宛  
—ライヒ内務省報、1152 頁—

添付書類 1

ライヒ内務省 Ie 286/38=5012c

〇〇におけるユダヤ経営のリスト

- 1. 商号、経営者名、法形態
- 2. 事業の対象
- 3. 所在地
- 4. 登録理由
- 5. 所見

- 1. “Die Mode” 有限会社
- 2. 婦人服の製造および販売
- 3. パーンホーフプラッツ 5 番地、ハウプトシュト  
ラーセ 10 番地、ランゲシュトラーセ 15 番地
- 4. 同社の事実上の経営者が元社員のユダヤ人イージ  
ドール・レーヴィーである  
第三政令第3条による決定(官庁名、書類整理番号)
- 5. 当該地域に 3 商店、合計 20 名以上の従業員

- 1. “Hirsch & Sohn” 合名会社
- 2. 紳士用衣料生地卸商
- 3. ランゲシュトラーセ 1 番地、1 階
- 4. 社員モーゼス・シュテルンがユダヤ人である
- 5. 1937年2月1日付県知事の決定—書類整理番号—
- 6. 従業員 5 名

- 1. シュタイン、サリー、個人商人
- 2. 家畜商
- 3. ハウプトシュトラーセ 13 番地
- 4. 所有者がユダヤ人である
- 5. 当該地域の唯一の家畜商

添付書類 2

ライヒ内務省 Ie 286/38=5012c.

官庁名 場所、日付

宛  
所在地

1938 年 6 月 14 日付国家公民法第三政令（ライヒ  
官報 I、627 頁）により、本官は貴経営をユダヤ経  
営のリストに登録することを指令した。

登録は、2 週間の期限内に本指令に対する異議申  
し立てがなされない場合に執行される。異議申し立  
ては、本官に対して書面でこれを行ない、理由を述  
べること。

公印、署名

(8) ライヒ経済大臣回覧通達：  
III Jd 4114/38 (1938 年 8 月 5 日)  
Der Reichswirtschaftsminister,  
Runderlaß III Jd. 4114/38. vom 5. August 1938

ベルリン警察長官宛

用件：ユダヤ経営の譲渡：貴殿 1938 年 7 月 23 日付  
回覧命令—IV 4860. 38-356—

上記の貴殿回覧命令における本官の 1938 年 7 月 5 日  
付回覧通達—III Jd. 2818/38—の解釈に対しては、  
本官は基本的に何も異存はない。だが、以下の諸点  
に留意されたい：

a) 「譲渡」の概念について  
贈与も譲渡と見なし得る。

b) 「営業経営」の概念について  
確かに、1938 年 4 月 26 日付指令第 1 条の意味にお  
ける営業経営として、ライヒ営業法の規定に該当し  
ないような企業も見なし得るといえる（例えば営業  
的土地経営の企業：鉱山業、泥炭、土石採取）。しか  
しながら常に、従来の意味における「営業的」活動  
が前提となる。純粋な財産管理だけでは営業経営と  
いうことにはならず、従って賃貸アパートまたはそ  
の他の地所の譲渡だけでは、その所有者がそれによ  
って同時に、上に述べた意味における営業経営を  
譲渡しようとしていることが確実でないのなら、ま  
だ認可義務があるとはいえないということになる。  
同様に、企業の解散に際して、個々の物件の譲渡  
（商品倉庫、機械、工場および店舗内装）は、これに  
よって 1938 年 4 月 26 日付指令第 2 条の意味におけ  
る回避法律行為が企てられていないことが明白な場  
合も、認可義務はない。

なお本官は、指令第 1 条は、経営の所有者状況のあ  
らゆる可能な変更を把握するために、原則的に広く  
解釈されなければならない、という貴殿の説明に賛  
同する。

c) 「手続きの原則」について  
証拠書類によって非ユダヤ出自を完璧に証明するこ

とは、取得者にはしばしば困難で、手続きを不必要に遅滞させることになる。特段の疑がないのなら、多くの場合以下で十分である。すなわち、1938年4月22日付ユダヤ経営の偽装補助に対する政令の罰則規定——ライヒ官報404頁——および虚偽の申告をしたことが判明した場合官庁の認可が無効になることを承知していると指摘した上で、取得者が必要な説明をするということである。

(10) ライヒ経済大臣回覧通達：III Jd. 5872/38：

ケルン知事宛（1938年9月21日）

Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 5872/38.  
An den Herrn Regierungspräsidenten in Köln

ライヒ経済大臣 III Jd. 5872/38.  
ベルリン、1938年9月21日

1938年8月6日付報告 1938—I.W. 71 について  
要件：ユダヤ人財産ならびにユダヤ経営。1938年4月26日付政令（ライヒ官報 I、414頁）ならびに同日付指令（ライヒ官報 I、415頁）

1.) に関して とくに理由のある場合、ユダヤ人財産の申告の際の期日懈怠のために刑事手続きが開始されることについては、本官は何も異存はない。

4.) に関して 旧ユダヤ商店の経営継続に対する国民経済的利益の調査（本官の、1938年7月5日付回覧通達 III Jd. 2818/38 第3番参照）では、通常、小売業保護法による前提の調査において考慮されない視点も考慮に入れなければならない、ということは妥当である。

5.) に関して 1938年7月29日付の本官の指令—III Jd. 3766/38—において、メルカー有限公司という特殊事例において、小売業保護法による引き継ぎの認可は必要ないとの決定をした。これは、問題となっているのが単に同有限公司の出資の移行であって、個々の支店の経済的構造および経営の変化ではなかったからである。しかし基本的には、1938年4月26日付指令（ライヒ官報 I、415頁）および1938年7月5日付の本官の回覧通達（III Jd. 2818/38）によって、小売業保護法により遵守すべき個々の前提

と所轄部署については何ら変化しない、ということ指摘しなければならない。単に手続き上の理由により、1938年7月5日付の本官の通達においては、小売業保護法で所轄になる認可官庁に、さしあたり、1938年4月26日付指令の前提の調査も委託されることになった。これらの認可官庁は、これによって、小売業保護法の前提を超えて、1938年4月26日付の指令に基づいて、従来ユダヤ人の所有にあった非経済的な経営をこれ以上存続させない可能性を獲得することになる。その他の点では、小売業保護法の諸前提——第一に専門性、人物の信頼性——を尊重しなければならない。

6.) に関して 本官は、1938年7月5日付の本官の通達—III Jd. 2818/38—第6番における、ユダヤ人に対する経営譲渡の許可の基本的な禁止は、特別の必要がある場合は例外が認められるということに対しては、何も異存はない。この前提のもとで、もっぱらユダヤ人顧客を対象とした経営の取得は認可され得る。ただこの場合は特別注意して、慎重に行動しなければならない。このような経営は将来に渡って、必要な雇用の維持を正確に監視しなければならない。これについては基本的に、宿泊・飲食経営部門における認可のみが問題となる。

7.) に関して 1938年7月6日付営業法改正法については、すでに1938年8月24日付遂行指令—III SW 13 334/38—が出ている。

公証  
署名 クリュウガ

(11) ライヒ経済大臣回覧通達

I Techn. 24268/38 (1938年10月8日)

Der Reichswirtschaftsminister.

I Techn. 24268/38

用件：皮革経済のユダヤ経営取得の認可（四カ年計画総監の1938年4月26日付指令第9条——

ライヒ官報 I、415 頁——)

皮革経済のユダヤ経営の譲渡認可に対する申請の検査において、一連の疑問が浮上した。そこで本官は 1938 年 7 月 5 日付の本官の回覧通達——Ⅲ Jd. 2818/38——を補完し、以下、皮革経済部門の申請の決定に際して考慮すべき二三の観点を挙げることにする。

### 1) 維持か清算か

皮革生産および皮革加工産業、ならびに、原皮、毛皮、なめし革、革製品を扱う卸売・小売業の大部分は供給過剰である。この供給過剰は費用の増加をもたらし、皮革工業部門の全体的業績を下げている。商業・営業部門の供給過剰は、経済統制終了後の競争激化の中で生じる損失を増大させ、ついで当該部門の経営の雇用状況を著しく悪化させている。ゆえに、該当する全ての場合において——解雇となるかもしれない従業員の、他の職場での雇用がさほど困難でないのなら——現時点ですでに、上記指令の第 9 条による認可の拒否と、今後命令されるべきユダヤ経営向け供給の一層の削減とを結びつけることで会社の清算を強制し、そうすることで当該部門の浄化に資するようにすべきかどうか、という点を吟味する必要がある。

そのような場合、経済政策上の事情（技術分野における当該経営の傑出した業績や特段の輸出成果）、国防経済的観点、政治的または社会政策的な考慮が、経営を維持する有利な材料となるのであれば、やむを得ない理由のみが決定的となるであろう。ある種の過酷な結果——例えば比較的高齢の専門労働者の再雇用に際しての——は、甘受しなければならない。また、従業員の勤め口、あるいは市町村の税源その他としての経営の維持に賛成する地域の利害は、却下されねばならない。

### 2) 取得者の選択

皮革生産および皮革加工業においては、各々が一つの生産段階の商品のみを製造する独立経営が圧倒的に多い。アーリア化と結びついた所有変動によって、こうした姿が根本的に変化する危険がある。皮革工業の比較的大規模の会社は、過去数年間のかなり良好な取引経過、一部大き過ぎた商品倉庫の解体、あるいは購入者に対する支払期限の短縮、により蓄積した相当の流動資産を、目下売りに出ているユダヤ経営の取得に投資しようとしている。比較的大規模の会社はしばしば、統制品について、自社への原料供給を上位の生産・販売段階にある経営の取得によって容易にしようとする。従来独立した中規模経営の犠牲の上の大規模・コンツェルン会社の拡大は、

独立中間層の維持という点で望ましくない。経験上わかるように、大規模経営は市場占有率が極端に高くない場合においても、市場の混乱を招く優勢を展開することがある。とくに上位または下位の生産段階の経営を合併する場合はそうである。この不利益は、もたらされる経営経済的利益によっても、多くの場合埋め合わせされない。

ゆえにあらゆる場合において、適切な独立企業家によるユダヤ経営の取得が、現存企業への合併に優先されなければならない。中小の業績能力の経営は、常に独立の企業として維持されるようにすべきである。下位または上位の生産・売買段階にある会社によるユダヤ経営の引き継ぎ、もしくは決定的な関与は、基本的に拒否しなければならない。同じ生産段階にあるいくつかの経営の社への統合は、できるだけ制限しなければならない。この統合は、ユダヤ経営を取得する会社が、競争経営の引き継ぎによって一定の生産部門で支配的な地位を獲得するか、あるいはその会社が、他の生産・売買段階にある経営をすでに所有または支配している場合には、拒否すること。このことは、大規模・コンツェルン会社が有限責任社員として関与、または他の方法で経営指導に決定的な影響力を確保しているときも妥当する。一般的に目指すべきは、その力量と適性の範囲内において、中小の企業も——場合によったらユダヤ経営の共同購入という方法で——皮革経済の会社のアーリア化に参画できるようにすることである。

取得者として認められるべきは、取得した経営において企業家としてのイニシアティブを発揮し、業績を技術的に維持できる状態にあり、またその準備のある個人または会社のみである。単に投資先を求める門外漢の取得希望者は、是非とも排除しなければならない。これによって、株式の引き継ぎや融資による銀行または皮革経済以外の資本提供者の関与の可能性がなくなるわけではない。

### 3) 専門部署への問い合わせ

皮革経済の個々の部門における状況については、貴殿の問い合わせを受けた商工会議所がその都度、先に挙げた回覧通達に則って、所轄の経済集団または専門集団において情報を入手しなければならない。国防経済上の観点から考慮される限り、本官は国防経済部門の所見を聞くよう要請する。

皮革生産および製靴産業（室内履き工業を除く）については、本官は 1938 年 7 月 5 日付の本官の回覧通達——Ⅲ Jd. 2818/38——を補完し、以下のことを定める。すなわち、譲渡される会社または取得者の経営において、50 名以上の従業員が従事している場合は、地域の所轄の商工会議所とならんで皮革経済原料割り当て監視局、ベルリン W 9、ポツダム通り 5



番地、の所見も聞くこと。監視局と一致した見解に達しないときは、本官に報告されたい。

皮革経済原料割り当て監視局は、ユダヤ経営の所有関係が変更した場合の原料割り当ての譲渡を決定できる。監視局の関与により、監視局での準備作業と経験が、4月26日付の指令により貴殿に委嘱された決定に役立てられるようにされたい。貴殿に提出された申請処理が滞らないよう、本官は監視局に、監視局での経緯を所見付きで貴殿に遅滞なく送付するよう指示を出した。

ベルト工業における特別な事情を鑑み、ベルリン警察長官に特別指示を出した。

革手袋工業においては、今日すでに完全稼働状態にないドイツ本国地域の経営の販売能力が、ズデーテンドイツの企業が加わったことで、この上さらに一層、狭められることを考慮する必要がある。ズデーテンドイツの手袋工業はこれまで、ドイツ本国地域全体の需要を上回る手袋を売りさばいてきたのである。ゆえに、革手袋工業の会社の脱ユダヤ化の認可は、ごく特別の例外的な場合にのみ、正当化することができる。

毛皮およびなめし革の取引からは、ユダヤ企業は、皮革経済原料割り当て監視局によって大幅に排除されている。その上でなお認可されるべき会社については、監視局は通常、経営維持の必要性を調査しなければならない。商工会議所は、これに関しては所轄の専門組織ではなく、皮革経済原料割り当て監視局、ベルリンW9、ポツダム通り5番地、と直接連絡を取ることを勧める。

皮革卸売業ならびに皮革小売業のアーリア化については、1938年7月5日付の本官の回覧通達—III Jd. 2818/38—の規定の通りである。

委託を受けて 署名レープ

知事ならびに関連各位宛

(21) ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)

「繊維経済の脱ユダヤ化」 III Jd. 9965/38

(1938年12月12日)

Der Reichswirtschaftsminister. Schnellbrief.

Betr. Entjudung der Textilwirtschaft.

III Jd. 9965/38 vom 12. Dezember 1938

ライヒ経済大臣

ベルリン、1938年12月12日

III Jd. 9965/38 速達!

要件： 繊維経済の脱ユダヤ化

ドイツ本国の繊維産業は、オーストリアおよびズデーテンドイツの産業が加わったことで、相当な生産能力の拡大を見ることとなった。現在の供給状況のために、紡糸原料経済のさまざまな領域において、産業に原料を十分に供給することが困難になっている。ゆえに、国民経済上特別重要な理由のために、非ユダヤ人所有での企業の営業継続が要求されるのでない限り、基本的にユダヤ経営を操業停止にすることが必要であるように思える。これにより解雇される従業員の就職は、ほとんど問題とはならないであろう。なぜなら、現在なおユダヤ経営としてある経営の大多数は、繊維産業の中心部に存在しているからである。ドイツ経営は、専門労働者が不足している現在、それらの従業員を大抵の場合引き受けることができる。

その際に生ずる諸問題に統一的に決定を下せるようにすべく、本官は上級行政官庁に、1938年7月5日付の本官の回覧通達—III Jd. 2818/38—第4項目第3パラグラフに関し、紡糸原料、すなわち木綿を筆頭に鞣皮繊維、羊毛、およびこれらの原料から作られる単糸が加工されるユダヤ経営の取得認可の付与を求めて提出され、決定待ちとなっている全ての申請を、本官に提示することを要請する。ただし、1938年4月26日付指令—ライヒ官報I、415頁—に基づく認可を与えることが予定されている限りにおいて、提示にあたっては、不確かな場合の認可を必要とさせる特別の理由を述べるよう要請する。

付記 ズデーテンドイツ地方担当ライヒ全権委員宛

以下の本官の回覧通達5部ずつ

1938年7月5日付—III Jd. 2818/38—

1938年8月4日付—III Jd. 3449/38—

1938年8月5日付—III Jd. 4114/38— (項目bは、1938年12月3日付政令—ライヒ官報I、1709項—により、内容が一部古くなっている)。

1938年10月8日付—I Techn. 2468/38—を同封する。四カ年計画総監の1938年4月26日付指令—ライヒ官報I、415頁—が、1938年12月2日付政令—ライヒ官報I、1703頁—により、ズデーテンドイツ地方にも導入されたので、全ての認可手続きにおいて、本回覧通達を字義通りに適用し、知事にしかるべく伝えられるよう要請する

委託を受けて

署名 クリュューガ

## Abstract

Important Laws and Regulations  
relating to the 'Entjudung of Economy'  
in the Third Reich  
( I )

YAMAMOTO Tatsuo

Division of the Comparative Culture, Faculty of Integrated Cultures and Humanities,  
University of East Asia

E-mail: yamamoto@po.cc.toua-u.ac.jp

'Entjudung of economy' is the term used to describe the elimination of Jews from economic activities during the Third Reich. The driving out of Jews from the economy spontaneously began to occur after the 'Machtergreifung' (the Nazi's coming into power) in January, 1933, though it was rather disorderly. However, by late 1937 the government began to officially promote this practice by turning it into state policy.

As state policy, 'Entjudung of economy' was carried out using one of the following two methods: the closing or liquidation of Jewish firms, or the transferring of their ownership to Germans (Arisierung/Aryanization). The implementation of this policy had many ramifications on Jewish society and economy. Many organizations and institutions in the Third Reich participated in this policy, thereby determining the business and destiny of the Jews. It was through laws and regulations issued by the Nazi government that they made decisions for each 'Entjudung' case.

Not all these laws and regulations were announced publicly, however. Indeed, some were promulgated in the 'Reich-Gazette' (Reichsgesetzblatt) or the 'Gazette for the Ministry of the Interior' (Reichsgesetzblatt für die Innere Verwaltung), but it was the enforcement ordinances of which the masses were unaware, such as unpublished orders and secret memorandums, which substantially described the procedures of 'Entjudung' policy. Therefore, the analysis of these documents is essential to understanding the logistics of the 'Entjudung of economy' as a process.

Texts quoted here are from among those documents mentioned above, thus they are part of the laws and regulations relating to the 'Entjudung of economy.' Many of these important documents are from German archives and have been introduced to Japan for the first time.